

財政見通し

〔令和7年度～12年度〕

令和7年度9月補正予算
を踏まえた改訂版

令和7年10月

歳入歳出推計

【一般会計】

【歳入推計】

(単位: 億円)

歳 入 区 分	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1. 一 般 財 源	3,358	3,345	3,359	3,371	3,371	3,359
(1) 県税	829	841	853	849	858	861
(2) 地方交付税 + 臨時財政対策債	1,819	1,849	1,866	1,875	1,862	1,846
(3) 特別法人事業譲与税	134	139	139	140	141	141
(4) 減債基金(一般勘定)	22	12	0	0	1	1
(5) 財政調整基金	55	51	50	53	50	50
(6) その他	499	453	451	454	459	460
2. 特 定 財 源	1,362	1,698	1,759	1,651	1,610	1,672
(1) 県債	410	592	626	539	524	509
(2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金	1	1	2	5	9	74
(3) その他の特定財源	951	1,105	1,131	1,107	1,077	1,089
歳 入 合 計 ①	4,720	5,043	5,118	5,022	4,981	5,031

【歳出推計】

歳 出 区 分	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1. 義務的経費	3,054	3,120	3,144	3,157	3,163	3,186
(1) 職員給与費	1,130	1,142	1,133	1,140	1,123	1,130
うち退職手当除き	1,058	1,064	1,059	1,056	1,051	1,052
(2) 社会保障経費	502	519	529	534	538	538
(3) 公債費	558	578	593	607	636	641
通常償還分	558	605	641	667	688	694
決算剰余金の活用による 県債の繰上償還の効果	—	▲ 27	▲ 48	▲ 60	▲ 52	▲ 53
(4) その他義務的経費	864	881	889	876	866	877
2. 政策的経費	864	880	898	788	771	815
(1) 通常分	492	495	495	495	495	495
(2) 大規模ハード	322	385	403	293	276	320
(3) エネルギー価格・物価高騰対策	50	—	—	—	—	—
3. 公共事業費	802	1,070	1,104	1,105	1,078	1,066
(1) 通常分	802	804	834	836	812	800
(2) 国土強靱化分	0	257	257	257	257	257
(3) 島根半島震災対策分	—	9	13	12	9	9
歳 出 合 計 ②	4,720	5,070	5,146	5,050	5,012	5,067
収 支 ①－②	0	▲ 27	▲ 28	▲ 28	▲ 31	▲ 36

※ 歳入歳出推計のR7は当初予算額

予算編成を通じ、収支不足を解消

基金残高	財政調整基金 (R11年度末目標: 180億円程度)	181	180	183	180	183	184
	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金	75	78	80	79	74	0
県債残高(普通会計・臨時財政対策債除き)		5,796	6,034	6,303	6,466	6,605	6,728
うち通常県債残高(国土強靱化除き) (R11年度末目標: 5,400億円程度)		5,103	5,229	5,392	5,455	5,500	5,535

※ 基金残高、県債残高は各年度末の見込額

エネルギー価格・物価高騰対策に要する経費については国費により措置されるものとし、推計から除いている

◆推計の前提条件

1. 景気動向

名目経済成長率

(R7) 1.7%、(R8) 1.4%、(R9) 0.5%、(R10) 0.5%、(R11) 0.5%、(R12) 0.0%

国において作成された「中長期の経済財政に関する試算（R7.8.7 経済財政諮問会議提出）」の過去投影ケースで示された経済成長率の半分程度に設定

2. 歳入

(1) 県税

① 個別推計したもの

法人県民税・事業税（特に税額が大きい法人）、核燃料税出力割・価額割、産業廃棄物減量税

② 名目経済成長率を考慮して推計したもの

法人県民税・事業税（その他の法人）、個人県民税・事業税、地方消費税、不動産取得税、県民税配当割・譲渡所得割

③ その他

・その他の税目は、R7 をベースに同額で推計

(2) 地方交付税＋臨時財政対策債

① 基準財政需要額（公債費、事業費補正等を除く）は、以下のとおり推計

- ・個別算定経費及び包括算定経費は、R8 以降は R7 と同額で推計
- ・上記以外の特別費目は、R8 以降も継続するものとして R7 と同額で推計
- ・公債費及び事業費補正は、現行措置率を前提に推計

② 基準財政収入額は県税等の推計に連動

(3) 特別法人事業譲与税

名目経済成長率を考慮して推計

(4) 財政調整のための基金

① 財政調整基金

- ・今後の予想し得ない状況変化に備えた基金で、当初予算編成において一旦 50 億円取り崩すが、執行節減などによる財源の確保により、決算段階で同額を基金へ積み戻すことを前提に推計
- ・核燃料税価額割の税収を平準化するため、課税期間の税収の平均額（4.5 億円）を超える年度は基金に積み立て、不足する年度は基金を取り崩すものとして推計

② 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金

- ・R8 以降、R11 まで決算段階で 4 億円積み立てることを前提とし、毎年度、開催準備経費・運営費の事業費に応じて取り崩すこととして推計

(5) 減債基金（一般勘定）

県債の償還に備えた基金で、公債費の財源に充てるため、臨時財政対策債償還基金費分は R8 に取り崩すものとして推計。このほか、島根半島震災対策事業の県債の後年度の償還額から地方交付税措置額を除いた県実負担相当分について、事業の実施に応じて積み立て、償還に合わせて取り崩すものとして推計

3. 歳 出

(1) 義務的経費

① 職員給与費

- ・ 人 員 一般職（任期付き職員を除く）：R8 以降は R7 と同数で推計
※ただし、国民スポーツ大会等による増員については反映
警察官：R8 以降は R7 と同数で推計
教員：R8 から R11 までは今後の生徒数の見込みから推計、R12 は R11 と同数で推計
- ・ 給与水準 給与改定率は R8 以降 0%で推計
- ・ 退職手当 定年によるものは、定年の段階的引上げを反映し、退職見込み者数をもとに推計
定年によらないものは、直近の退職者数をもとに推計

② 社会保障経費

R8 から R11 までは今後の対象者数の増減、単価の見込み及び制度改正の影響を反映、R12 は R11 と同額で推計

③ 公債費

- ・ 借入利率については、5 年債 1.5%、10～30 年債 2.0%にて推計
- ・ 決算剰余金の活用による県債の繰上償還の効果は、以下のとおり推計

(単位:億円)					
区 分	R8	R9	R10	R11	R12
決算剰余金の活用による 県債の繰上償還の効果(*1)	27	48	60	52	53
R6決算剰余金(112億円)	27	25	14	5	5
R7決算剰余金(55億円)		23	23	1	1
R8決算剰余金(55億円)			23	23	1
R9決算剰余金(55億円)				23	23
R10決算剰余金(55億円)					23

(*1)繰上償還の内訳

R6決算剰余金の活用(112億円)

①当面の収支改善のための繰上償還49億円 ②長期的な収支改善と将来の利払い抑制のための繰上償還63億円

R7～R10決算剰余金の活用(55億円)

①当面の収支改善のための繰上償還44億円 ②将来の利払い抑制のための繰上償還 11億円

(2) 政策的経費

① 通常分（島根創生推進のための重点経費・部局調整経費）

- ・ 島根創生推進のための重点経費は、R8 以降、R7 と同規模で推計
- ・ 部局調整経費は、R8 以降、経常経費における労務単価上昇などによる物価上昇分を加算して推計

② 大規模ハード（特別需要経費）

今後の所要見込額（各部局見積）を推計

(3) 公共事業

- ・国土強靱化は、国の第一次国土強靱化実施中期計画を踏まえ、R8 以降継続するものとして推計
- ・島根半島震災対策は R8 以降の所要見込額を推計
- ・直轄事業等は、今後の所要見込額を推計
- ・その他は、R8 以降は R7 と同規模で推計

4. 通常県債残高

一般会計に農林漁業改善資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、県営住宅特別会計を加えた普通会計ベースで推計

県 債 残 高 の 推 計（普通会計ベース）

